

改正 平成24年3月19日

平成27年3月18日

大東文化大学は、「東西文化の融合」と「新たな文化の創造」という建学の精神に則り、学術研究について高い理想を持ち、文化の発展と人類の幸福、そして世界の平和に貢献する。学術研究にかかわる者は、それが人間、社会および地球環境に多大な影響を及ぼすことに思いを致し、本学が継承してきた良き伝統を堅持しつつ、常に学問の自由を尊重し、自らの良心に従って自己研鑽に努め、多文化共生社会における新たな価値の創造のために貢献することを忘れてはならない。

本学は、学術研究の信頼性と公正性および自由な研究活動の遂行を保障し、社会的責任を自覚し、本学の学術研究が社会から多くの信頼と高い評価を得られるよう、本学の研究活動に携わるすべての者が心得るべき行動規範として、以下を宣言する。

- 1 本学の学術研究は、新たな文化の創造、人類の幸福および世界の平和など、人類共通の課題の解決に貢献する。
- 2 本学の学術研究は、人間の尊厳を守り、生命倫理を尊重し、人間・社会・自然との調和的発展や社会的弱者の保護、地球環境の保全などに貢献する。
- 3 本学の学術研究は、国際的規範、国内外の関係諸法令および学内の諸規定とその精神を遵守し、社会的良識をもって誠実に遂行し、研究成果を適切に公表することで時代や社会の要請に積極的に応える。
- 4 本学は、学術研究を進めるうえにおいて、法令や本学諸規程の遵守のみならず、社会良識や倫理を尊重し、常にその行動が公正であることを心がける。また、人権を尊重し、個人情報保護に努め、一切のハラスメント行為や国籍・性別・思想などによる差別が生じないように努める。
- 5 本学は、学術研究において、研究資金が多くの人の期待と信頼のもとに社会から負託されたものであることを深く認識し、研究資金の不適切な使用や不正行為が発生しないよう、適正な管理・運営に努める。
- 6 本学は、法令遵守等にかかわる教育・研修等を積極的に行い、不正行為が起らない環境づくりに努めるとともに、安全管理等に配慮しつつ教育・研究環境の改善・整備に絶えず努力する。
- 7 本学は、この憲章に反するような事態が発生したときは、速やかに的確な情報の公開および原因究明と再発防止体制の構築に努める。
- 8 本学は、この憲章を全学に周知徹底し、関係するすべての者がこの憲章を遵守することを誓う。
- 9 この憲章の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附 則

この憲章は、平成20年11月26日から施行する。

附 則（平成24年3月19日）

この憲章は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日）

この憲章は、平成27年4月1日より施行する。